

平成 24 年 8 月 3 日
国土交通省住宅局
建築指導課

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂について

1. 改訂の目的と主な改訂内容

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）は、主に建築主や設計者等にバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介するためのガイドラインとして作成しているところですが、前回の平成 19 年の改訂から相当の期間経過していることから、この間に蓄積された新たな知見等を反映させるため、この度建築設計標準を改訂し、記述の充実や適切な事例の追加等を行いました。

主な改訂内容としては、これまで記載されていなかった床の滑りに係る評価指標及び評価方法等について記述を充実したほか、多機能便房における多様な利用者の集中回避や、車いす使用者の利便性向上に資する機能分散の考え方等についても記述を充実しました。

その他、バリアフリーの観点からの優良な設計事例や、応急仮設住宅におけるバリアフリー化の取り組み事例の紹介等を行っております。

2. 掲載場所について

改訂された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」につきましては、国土交通省のホームページ（下記アドレス）に掲載しております。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>